二　当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

2　前項各号に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る金額を合算した金額（第十一条の三の三第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十一条に規定する短期給付として前項各号に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。以下この項において「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として基準日組合員に支給する。

第十一条の三の五第一項第一号中「八万百円」と、第十一条の三の三第一項第一号及び第二号」を「八万五千八百円」と、第十一条の三の三第一項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」と、第十一条の三の三第一項第一号及び第二号」を「二十七万三百円」と、第十一条の三の三第一項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」と、第十一条の三の三第一項第一号及び第二号」を「十七万九千百円」と、第十一条の三の三第一項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」と、第十一条の三の三第二項第一号及び第二号」を「六万三百円」と、第十一条の三の三第一項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第五号中「所得割を除く。」の下に「第十項第二号、第十一項第四号及び」を加え、「（特別区を含む。同号において同じ。）」を削り、「第三項に」を「以下この条に」に、「及び」を「又は」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五十円と、第十一条の三の三第二項第一号及び第二号」を「四万二千九百円と、第十一条の三の三第二項各号」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「規定する」を「掲げる」に、「十二万六千三百円と、第十一条の三の三第二項第一号及び第二号」を「十二万六千三百円と、第十一条の三の三第二項各号」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円と、第十一条の三の三第二項各号」に、「八万九千五百五十円と、第十一条の三の三第二項各号」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「三万七百五十円」を「三万七千百五十円」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「一万八千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同項第三項第一号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第十一条の三の三第三項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号」を「十七万九千百円と、第十一条の三の三第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第十一条の三の三第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同項第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十七万九千百円」に、「四十二万千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第三号中「十三万五千百五十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第四号中「二万四千六百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第十一条の三の六の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三項第六号に掲げる者　八千円

第十一条の三の五第六項第一号中「又は」を「及び」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万二千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第七項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に、「十四万三千五百円」を「十五万二千六百円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に、「十四万三千五百円」を「十五万二千六百円」に改め、同号ニ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に、「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項第三号中「又は第六号」を「又は第八号」に、「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同号ロ中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ　第三項第六号に掲げる者　八千円

第十一条の三の五第八項第一号中「又は」を「及び」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第十項中「前条第一項」を「第十一条の三の四第一項」に、「十四万四千円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる者以外の者　二十一万六千円

二　市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第十二項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である組合員又は基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員　九万六千円